

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類	基礎点検
事務事業名	特別障害者手当等給付	シート番号	B 法定義務経費事業
担当部署名	健康福祉 局 障害福祉 部 障害者支援 課	評価責任者(課長名)	増田

《Ⅰ. 基本情報》

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け	
			施策	3	障害者等が自分らしく輝いて暮らせる地域社会の実現	無	
	2	事業開始年度	昭和 61 年度		終了(予定)年度	— 年度	
	3	根拠法令等 (法令、条例、規則、要綱等)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 堺市特別障害者手当等事務取扱細則				
	4	関連計画	第4次堺市障害者長期計画				
5	事業実施の経緯	昭和61年に施行された特別児童扶養手当等の支給に関する法律第39条の2に基づく法定受託事務として、市が当該事業を実施する。					

《Ⅱ. 事業概要》

事業概要	6	事業の実施主体 (誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()				
	7	事業の対象 (誰を、何を対象としているのか)	・特別障害者手当・・・20歳以上の常時特別な介護が必要で、重度の障害が複数ある者等。 ・障害児福祉手当・・・20歳未満で重度の障害があり常時介護を必要とする障害児。 ・福祉手当(経過措置分)・・・昭和61年4月時、従来の福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当・障害基礎年金の支給要件に該当しなかった者。 ※いずれの手当も所得制限等の支給要件あり。				
	8	事業の目的 (どのような状況にしたいのか)	知的または身体に重度の障害を有する者(児)に手当を支給することにより、対象障害者(児)の福祉の増進を図ることを目的とする。				
	9	事業内容 (スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	各区において手当に係る認定、資格喪失等の判定を実施し、認定者については年4回(5月・8月・11月・2月)国において定められた手当額を給付する。 平成30年度 ・特別障害者手当 手当金額(月額)26,940円 受給者数1,417人 ・障害児福祉手当 手当金額(月額)14,650円 受給者数471人 ・福祉手当(経過措置分) 手当金額(月額)14,650円 受給者数41人				
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他					

《Ⅲ. 投入量》

	項 目	単 位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	事業費 (a)	千円	515,470	536,289	552,974	561,183	
	主な事業費内訳	特別障害者手当等判定医嘱託報酬	千円	1,342	1,474	1,562	1,408
		特別障害者手当等	千円	514,128	534,815	551,412	559,775
			千円				
	財源内訳	国・府支出金	千円	384,513	402,045	413,419	419,830
		受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他(返納金)	千円	26	80	275	
		一般財源	千円	130,931	134,164	139,280	141,353
	12	人件費 (b)	千円	1,640	1,640	1,640	1,620
13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	517,110	537,929	554,614	562,803	